

# 出展申込規約（総則）

## 1．規約の履行

- 【1】「第15回エクステリア&ガーデンフェア 名古屋 2024」へ出展する法人・団体・組織等（以下出展社）は、東海エクステリアフェア実行委員会（以下実行委員会）から提示された「出展のご案内」（出展要項）、出展企業を対象に行う出展社説明会において配布する、「出展細則」の各規定の遵守をお願いいたします。これらに違反したと実行委員会が判断した場合、その時期を問わず、出展申込の拒否、出展の取消、小間・展示物・装飾物の撤去・変更を実行委員会は命じじができるものとします。
- 【2】その場合、出展社から事前に支払われた出展費用の返還はいたしません。
- 【3】実行委員会の判断根拠などは公表いたしません。
- 【4】出展取消、小間・展示物・装飾物の撤去・変更によって生じた出展社及び関係者の損害は補償いたしません。

## 2．出展資格

- 【1】当展示会の開催趣旨に合致する製品・サービスを提供する法人・団体とします。
- 【2】主催者である実行委員会各社と何らかの取引を有する企業・団体または今後取引を行う意思を有する企業・団体であることを条件とします。
- 【3】会場内で現金の授受を伴う物品・サービスの提供（即売行為）を目的とした出展は、一部、実行委員会が認めたものを除き禁止とします。
- 【4】出展の申込みを頂いた後、実行委員会にてその審議を経て承認を得た後、運営事務局より出展料請求書を発行いたします。請求書に記載の指定期日までに指定口座にご入金いただき、その確認をした上で出展受理とします。

## 3．出展のキャンセル

- 【1】出展受理後の取消・解約は認められません。出展社のやむを得ない事情により、出展のすべて、または一部の取消・解約をする場合は出展社は書面にて実行委員会に届け出た上、所定のキャンセル料金を、実行委員会にお支払いいただきます。
- 【2】出展取消キャンセル料
  - ・出展受理から2024年4月19日(金)までは、請求金額の50%
  - ・2024年4月20日(土)からは、請求金額の100%
- 【3】キャンセル料以上の損害が発生している場合には、実行委員会は当該出展社に対し、別途損害賠償を請求することができるものとします。

## 4．小間位置の決定

- 【1】小間配置に関しては、会場ゾーニング、出展小間数などを考慮して実行委員会で決定いたします。
- 【2】展示効果向上のために、実行委員会で小間図面の変更、小間の再配置を行なうことがあります。
- 【3】小間位置の変更した場合においても、出展社は小間位置の変更に対する賠償請求には応じられません。

## 5．小間の転貸等の禁止

- 【1】出展社は、配置決定小間の全部又は一部を第三者に転貸、売買、交換、又は譲渡することはできません。

## 6．個人情報の取扱について

- 【1】出展社は、展示などを通じて「個人情報」を取得する場合、個人情報保護法及び、関連法令を遵守し、適法かつ適切な取得を行ってください。その際は利用目的は必ず公表・通知し、その範囲内の活用としてください。特に、第三者へ提供を行う場合は、必ず「個人情報」の情報主体（提供先）から「同意」を取ることを厳守ください。

## 7．損害賠償責任

- 【1】実行委員会は、自然災害・交通機関の遅延・社会不安などによって生じた、出展社及び関係者の損害について補償いたしません。
- 【2】実行委員会は、出展社及び、この雇用者・関係者が展示スペースを使用することによって生じた、「人」及び「物品」に対する損害などに対し一切の責任は負いません。
- 【3】出展社は、その従業員・関係者の不注意などによって生じた展示会場内、及びその周辺の建築物・設備に対する全ての損害についてただちに賠償していただきます。

## 8．その他

- 【1】本規約に記されていない諸問題が発生した場合は、当該出展社、実行委員会、運営事務局、関係各社で協議の上、実行委員会にて決定し対策を講じるものとします。
- 【2】不可抗力事由により本展示会の開催が困難あるいは不可能となった場合、主催者は本展示会の早期閉会、開催延期、開催中止、または会期、会場の変更、開催規模を縮小することができるものとします。その場合、生じた出展社および関係者の損害は補償しません。ただし、関係省庁・自治体等から自粛要請があり中止とした場合には、準備作業等に要した費用、及び各種取消料等、その時点での必要実費費用を精算し、出展料より案分した金額を差し引いて返金いたします。

(不可抗力)暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地震、地滑り、落盤、その他の自然災害、又は戦争、テロリズム、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動、その他の人為的な現象、新型コロナウイルス感染拡大等公衆衛生に関わる緊急事態、国または地方公共団体の行為または規制など、主催者の通常予見可能な範囲外の原因

※本規約に加筆修正が生じた場合には、実行委員会の承認により、本規約を改定することができるものとします。

◆備考／会場にて出展社がノベルティ等を配布する場合は、実行委員会の承認が必要となります。ノベルティ等配布希望の場合は、必ず、運営事務局まで事前にご連絡ください。配布物の内容によっては、中止または内容の変更をお願いする場合があります。